

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。身体障害者福祉法に規定する身体障害者とは、身体障害者手帳の交付を受けた者であり、身体障害者手帳は、身体障害者福祉法第15条に基づき交付する。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 身体障害者手帳の交付申請の受理及び通知 交付申請の受理、診断書の審査、等級等の決定、決定結果の通知2. 身体障害者手帳の交付申請の却下の通知 診断書を審査した結果、障害程度が非該当の場合等の交付申請の却下決定、結果の通知3. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務4. 氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務5. 他の都道府県内に居住地を移したときの届出の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務6. 他の都道府県内に居住地を移したときの変更内容の記載及び身体障害者手帳の返還の受理 氏名変更や居住地変更の際に必要な届出の受理事務7. 身体障害者手帳の再交付申請の受理及び通知 程度変更や部位追加、紛失等による再交付申請の受理、身体障害者手帳の再交付に係る事務8. 身体障害者手帳の返還の受理 死亡した場合や障害程度が非該当になった場合等の身体障害者手帳の返還に係る事務
③システムの名称	障害者福祉システム、ケース台帳管理システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の11の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) なし(身体障害者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる照会を行わない。) (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2345

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(船橋市が照会する根拠) なし(身体障害者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる照会を行わない。)</p> <p>(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 10の項(令第7号第9条第1号ロ、同条第4号ロ)、 14の項(令第7号第11条第1号ロ)、 16の項(令第7号第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号(同条第1号へ)、同条第6号ホ、同条第8号ト)、 20の項(令第7号第14条第1号イ、同条第2号イ)、 27の項(令第7号第20条第2号イ、同条第6号)、 28の項(令第7号第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号(同条第2号イ))、 31の項(令第7号第22条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号)、</p>	<p>(船橋市が照会する根拠) なし(身体障害者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる照会を行わない。)</p> <p>(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 10の項(令第7号第9条第1号ロ、同条第4号ロ)、 14の項(令第7号第11条第1号ロ)、 16の項(令第7号第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号(同条第1号へ)、同条第6号ホ、同条第8号ト)、 16の2の項(令第7号未規定)、 20の項(令第7号第14条第1号イ、同条第2号イ)、 27の項(令第7号第20条第2号イ、同条第6号)、 28の項(令第7号第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号(同条第2号イ))、 31の項(令第7号第22条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号)、</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (上欄の続き)	53の項(令第7号未規定)、 54の項(令第7号第28条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、 55の項(令第7号第29条第1号)、 56の2の項(令第7号第30条第4号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ)、 79の項(令第7号第42条第1号)、 85の2の項(令第7号第43の4第1号イ、同条第2号)、 106の項(令第7号第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ)、 108の項(令第7号第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ)、 116の項(令第7号第59条の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト))	53の項(令第7号未規定)、 54の項(令第7号第28条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、 55の項(令第7号第29条第1号)、 56の2の項(令第7号第30条第4号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ)、 79の項(令第7号第42条第1号)、 85の2の項(令第7号第43の4第1号イ、同条第2号)、 106の項(令第7号第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ)、 108の項(令第7号第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ)、 116の項(令第7号第59条の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト))	事後	
平成31年2月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 杉森 裕子	課長	事後	
平成31年2月4日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(船橋市が照会する根拠) なし(身体障害者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる照会を行わない。)</p> <p>(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 10の項(令第7号第9条第1号口、同条第4号口)、 14の項(令第7号第11条第1号口)、 16の項(令第7号第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号(同条第1号へ)、同条第6号ホ、同条第8号ト)、 16の2の項(令第7号未規定)、 20の項(令第7号第14条第1号イ、同条第2号イ)、 27の項(令第7号第20条第2号イ、同条第6号)、 28の項(令第7号第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号(同条第2号イ))、 31の項(令第7号第22条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号)、</p>	<p>なし(身体障害者手帳の申請・交付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる照会を行わない。)</p> <p>(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 10の項(令第7号第9条第1号口、同条第4号口)、 14の項(令第7号第11条第1号口)、 16の項(令第7号第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第5号(同条第1号ト)、同条第6号へ、同条第8号ト)、 16の2の項(令第7号第12条の2第1号)、 20の項(令第7号第14条第1号イ、同条第2号イ)、 27の項(令第7号第20条第2号イ、同条第6号、同条第7号)、 28の項(令第7号第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号(同条第2号イ)、同条第4号(同条第2号イ))、 31の項(令第7号第22条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号)、</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (上欄の続き)	53の項(令第7号未規定)、 54の項(令第7号第28条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、 55の項(令第7号第29条第1号)、 56の2の項(令第7号第30条第4号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ)、 79の項(令第7号第42条第1号)、 85の2の項(令第7号第43の4第1号イ、同条第2号)、 106の項(令第7号第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ)、 108の項(令第7号第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ)、 116の項(令第7号第59条の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト))	53の項(令第7号未規定)、 54の項(令第7号第28条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、 55の項(令第7号第29条第1号)、 56の2の項(令第7号第30条第4号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ)、 79の項(令第7号第42条第1号)、 85の2の項(令第7号第43の4第1号イ、同条第2号)、 106の項(令第7号第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ)、 108の項(令第7号第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ)、 116の項(令第7号第59条の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト))	事後	
令和2年11月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) (略) 116の項(令第7号第59条の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト))	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) (略) 116の項(令第7号第59条の2の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト)、同条第6号ト、同条第7号(同条第6号ト)、同条第8号(同条第6号ト)、同条第9号(同条第6号ト)、同条第10号(同条第6号ト)、同条第11号(同条第6号ト))	事後	
令和2年11月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の11の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第11条	番号法第9条第1項及び別表第一の11の項	事後	
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 10の項(令第7号第9条第1号ロ、同条第4号ロ)、 14の項(令第7号第11条第1号ロ)、 16の項(令第7号第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第5号(同条第1号ト)、同条第6号ヘ、同条第8号ト)、 16の2の項(令第7号第12条の2第1号)、 20の項(令第7号第14条第1号イ、同条第2号イ)、 27の項(令第7号第20条第2号イ、同条第6号、同条第7号)、 28の項(令第7号第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号(同条第2号イ)、同条第4号(同条第2号イ))、	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (上欄の続き)	31の項(令第7号第22条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号)、 53の項(令第7号未規定)、 54の項(令第7号第28条第1号イ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、 55の項(令第7号第29条第1号)、 56の2の項(令第7号第30条第4号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ、同条第7号イ)、 79の項(令第7号第42条第1号)、 85の2の項(令第7号第43の4第1号イ、同条第2号)、 106の項(令第7号第53条第1号ハ、同条第2号ロ、同条第3号イ)、 108の項(令第7号第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ)、 116の項(令第7号第59条の2の2第1号ト、同条第2号(同条第1号ト)、同条第3号(同条第1号ト)、同条第4号(同条第1号ト)、同条第5号(同条第1号ト)、同条第6号ト、同条第7号(同条第6号ト)、同条第8号(同条第6号ト)、同条第9号(同条第6号ト)、同条第10号(同条第6号ト)、同条第11号(同条第6号ト))	—	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	